

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年12月25日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第62号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表一部事務組合の表人吉球磨広域行政組合の項中「課長 施設長」を「課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。